

議案番号	件 名				
提案課名	内 容				
議案第16号	三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について				
収 納 対 策 課	<p><b>【改正趣旨】</b>            租税特別措置法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正条例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例</li> <li>・ 三田市介護保険条例</li> <li>・ 三田市後期高齢者医療に関する条例</li> <li>・ 三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例</li> <li>・ 三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</li> </ul> <p><b>【改正内容】</b></p>				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>特例基準割合</b>            （当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）         </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>延滞金特例基準割合</b>            （平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合）         </td> </tr> </tbody> </table> <p>※延滞金の割合に変更はない。</p> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日</p>		現 行	改 正 後	<b>特例基準割合</b> （当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）
現 行	改 正 後				
<b>特例基準割合</b> （当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）	<b>延滞金特例基準割合</b> （平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合）				